

インターネット政策懇談会報告書素案に対する意見 及びこれに対する考え方 (案)

2009年2月

〔注釈〕

- ・「考え方」の記載に当たっては、読みやすさの観点から以下の略号を用いている。
 - ◇-----報告書素案に賛同する御意見
 - ☆-----今後の検討に当たって参考又は留意すべき御意見
- ・「意見」で引用している頁数は、報告書素案による。

意見提出者一覧

(計9件、五十音順)

- イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社
- エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- エヌ・ティ・ティ レゾナント株式会社
- K D D I 株式会社
- 社団法人日本インターネットプロバイダー協会
- 情報通信ネットワーク産業協会 (CIAJ)
- K D D I 株式会社
- ソフトバンクＢＢ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
- 個人

全体

意 見	考え方
＜基本的考え方＞ インターネットが社会インフラとしての重要性を増す今日、インターネットの健全な発展のために現状の問題点・課題点を洗い出すことは、今後の政策の必要性を議論する上で有意義なことと考えます。一方、インターネットは自律・分散、オープンで自由競争の基発展を遂げてきたものでもあり、これらの特性は今後も担保されるべきものと考えます。更に、インターネットに国境がないことを踏まえると、国内における施策が市場に与える効果や日本産業の国際競争力に対する影響について注意することが必要です。 これらを考慮して今後の検討においては、拙速な施策がインターネットの自由な発展を阻害することのないよう、慎重に進めることが肝要と考えます。 また、インターネットという幅広いテーマから、他の研究会・懇談会、フォーラム等の課題と重複する部分も含まれることになり、それらとの整合をとる必要があると考えます。 （ＫＤＤＩ株式会社）	☆
総論 今回の報告書素案では、ネットワークとサービスの発展について過去にさかのぼって時系列的に事象を解説し、インターネットの現状について平面的にサービスを分類し、課題等について触れているシンプルな構成のため、拝読して特に異論を感じるような箇所は殆どありません。しかし、内容的に4月8日の第2回会合において公開された「インターネット政策の在り方に関する検討アジェンダ」の内容や過去に行われた議論の大半を踏まえていないものとなっています。 今回の素案は既存のビジネスモデルを前提とした解説が大半の内容で、一昨年の「ネットワークの中立性に関する懇談会」にあったレイヤー構成の議論を踏まえていないため、多数の論点が却って見えなくなっています。たとえば、検討アジェンダの「（2）ネットワークの利用の公平性の確保」の「2）IPv6 への移行が市場構造に与える影響」についてほとんど触れられておりません。更に「（3）新たに検討すべき課題」としてあげられている「②新しいビジネスモデルの登場と競争ルールとの関係」についてもまったく言及がありません。第5回において行なった当協会のプレゼンテーションにおいてはそれほど強調しませんでした。レイヤー間にまたがるものが多数輩出しているインターネットのビジネスモデルにあって、ネットワークのコスト負担の公平性の確保は非常に重要なテーマと認識しており、今回そのような観点からの課題や解決について方針が示されなかったのは大変残念に思います。 アクセス網自体が IP 網で構築されるようになった昨今、アクセス網レイヤーと我々 ISP が提供する通信プラットフォームレイヤーとの間では、従来あったネットワーク技術上の差異がなくなり、潜在的に競争上の問題も懸念されます。すなわちアクセス網レイヤーのドミナント事業者が通信プラットフォームのサービスに参入することやアクセス網レイヤーにおける市場支配力を行使しつつ垂直統合を通信プラットフォームなど上位レイヤーに対して行なうことなどは、今後は競争政策の課題として配慮する必要があると思われます。 （その他）	本報告書については、構成員より、ユーザ視点の構成にするべきとの意見等があったことから、レイヤー別に切り分けた構成ではなく、サービス別に切り分けた構成になっております。 「IPv6 への移行が市場構造に与える影響」については、「2. インターネットの現状」の（現状15）及び「3. 課題と解決策」の「（5）インターネットのIPv6 化への対応」において言及されているものと考えます。 「新しいビジネスモデルの登場と競争ルールとの関係」については、「2. インターネットの現状」の（現状4・6・17）及び「3. 課題と解決策」の「（3）サービス提供主体の明確化」において言及されているものと考えます。 「ネットワークのコスト負担の公平性の確保」については、本懇談会の議論の中で、サービス提供者個々の判断によっ

別添として付されております「インターネット政策懇談会 IPv6 移行と ISP 等の事業展開に関する WG 取りまとめ」の P14 にある「(3)考え方」の部分については重要なため、報告書本文にも入れる必要があると考えます。 (社団法人日本インターネットプロバイダー協会)	てなされるべきとの認識が共有されたものと考えており、報告書本文において特段言及する必要はないと考えます。 また、(その他)の御意見を踏まえ、「3. 課題と解決策 (5) インターネットの IPv6 化への対応 (現状 15)」に記述を追加させていただきます。 ☆
検討アジェンダにありました、ネットワークの中立性の確保についての議論についてもふれていただきたいと思います。 (社団法人日本インターネットプロバイダー協会)	本文において、「ネットワークの中立性を確保しつつ、健全な発展を図るための政策課題を抽出・整理し、今後の政策の方向性を整理することを目的として検討を行った」と言及しているとおり、本報告書はネットワークの中立性の概念を念頭に置いたものとなっております。
別添「インターネット政策懇談会 IPv6 移行と ISP 等の事業展開に関する WG 取りまとめ」の P14 にある「(3)考え方」の部分についてもふれていただきたいと思います。	御意見を踏まえ、「3. 課題と解決策 (5) インターネットの IPv6 化への対応 (現状 15)」に記述を追加させていただきます。

はじめに

頁	項目	意 見	考え方
		(意見無し)	

1 ネットワークサービスの発展

頁	項目	意 見	考え方
—	—	インターネット政策に関する課題を検討する上で、その発展並びに利用者への浸透の経緯等を振り返ることは重要と考える。固定、モバイルなど全般的に網羅し、報告	◇

		書素案に記載されたことに敬意を表する。 (情報通信ネットワーク産業協会)	
17	1. 2 モバイル・ネットワークの発展 (5) MVNO	【報告書素案】 なお、このようなモバイル・インターネット接続を中心とした MVNO とモバイル・キャリアの関係は、固定ネットワークにおける、ローミングを行うことでネットワークを持たずに運営している一部の ISP とキャリアの關係に類似し始めており、現在このような ISP が直面している、自らが中継回線を持っていないために対応する手段が限られるその部分の帯域逼迫などの課題が、今後これら MVNO にも生じていく可能性もある。 MVNO においては、今後、中継回線の帯域逼迫が課題になる可能性もありますが、むしろ無線部分が帯域逼迫箇所であるというモバイル特有の課題が、今後も主な課題であり続ける可能性が高いと考えており、以下の通り修正いただくのが適当と考えます。 (修正案) 「<u>モバイルインターネット接続においては、今後も無線部分が帯域逼迫箇所である可能性が高いものの</u>、モバイル・インターネット接続を中心としたMVNOとモバイル・キャリアの關係は、固定ネットワークにおける、ローミングを行うことでネットワークを持たずに運営している一部のISPとキャリアの關係に類似し始めており、現在このようなISPが直面している、自らが中継回線を持っていないために対応する手段が限られるその部分の帯域逼迫などの課題が、今後これらMVNOにも生じていく可能性もある。」 (KDDI 株式会社)	御意見を踏まえ、以下のとおり修正させていただきます。 【修正前】 なお、このようなモバイル・インターネット接続を中心とした MVNO とモバイル・キャリアの關係は、… 【修正後】 なお、このようなモバイル・インターネット接続においては、<u>今後も無線部分が帯域逼迫箇所である可能性が高いものの</u>、モバイル・インターネット接続を中心としたMVNOとモバイル・キャリアの關係は、…
17	1. 2 モバイル・ネットワークの発展 (6)	【報告書素案】 WiMAX に関する注記 ⁴⁰ 「モバイル WiMAX (IEEE802. 16e) は、2005 年 12 月に標準化され、120km/h の移動中も使用可能。使用周波数は 6GHz 以下、最大 1～3km をカバーし、規格上最大約 21Mbps (セクタースループット・20MHz 帯) の高速通信が可能。」 LTE に関する注記 ⁴¹	御意見を踏まえ、以下のとおり修正させていただきます。 【修正前】 WiMAX に関する注記 ⁴⁰ 「モバイルWiMAX(IEEE802. 16e) は、2005 年 12 月に標準化され、120km/hの移動中

	ワイヤレス・ブロードバンド	「3GPP が標準化を進めている第3世代(3G)の移動体通信方式を拡張した方式。下りピーク速度 100Mbps 以上(下り 20MHz 帯域 FDD)の伝送が可能となる。第4世代(4G)移動体通信への円滑な移行も見据えられており、「3.9G」とも呼ばれる」 となっていますが、両方式の記述の平仄を合わせるために、WiMAX に関する注記を以下とすべきと考えます。 【修正案】 WiMAX に関する注記⁴⁰ 「モバイルWiMAX(IEEE802.16e)は、2005 年 12 月に標準化された通信方式。ピーク伝送速度 50Mbps(10MHz帯域TDDの上り下り合計)の伝送が可能となる。IMT-Advancedへの円滑な発展も標準化中。」 (UQコミュニケーションズ株式会社)	も使用可能。使用周波数は 6GHz以下、最大 1～3kmをカバーし、規格上最大約 21Mbps(セクタースループット・20MHz帯)の高速通信が可能。」 LTE に関する注記⁴¹ 「3GPPが標準化を進めている第3世代(3G)の移動体通信方式を拡張した方式。下りピーク速度 100Mbps以上(下り 20MHz帯域FDD)の伝送が可能となる。第4世代(4G)移動体通信への円滑な移行も見据えられており、「3.9G」とも呼ばれる。」 【修正後】 WiMAX に関する注記⁴⁰ 「モバイルWiMAX(IEEE802.16e)は、2005 年 12 月に標準化された通信方式。ピーク伝送速度 50Mbps(10MHz帯域TDDの上り下り合計)の伝送が可能となる。」 LTE に関する注記⁴¹ 「3GPP が標準化を進めている第3世代(3G)の移動体通信方式を拡張した方式。下りピーク速度 100Mbps 以上(下り 20MHz帯域 FDD)の伝送が可能となる。「3.9G」とも呼ばれる。」
--	---------------	--	--

2 インターネットの現状

頁	項目	意 見	考え方
—	—	インターネット政策に関する課題を検討する上で、その発展並びに利用者への浸透	◇

		の経緯等を振り返ることは重要と考える。固定、モバイルなど全般的に網羅し、報告書素案に記載されたことに敬意を表する。 (情報通信ネットワーク産業協会)	
--	--	--	--

3 課題と解決策

頁	項目	意 見	考え方
－	－	・本懇談会は、「新競争促進プログラム 2010」を源として設置されたと理解している。従って、その施策展開のターゲットは 2010 年頃であると認識している。 ・一方、報告書素案に記載されている諸施策は、総じて次の点が不明確である。 －施策検討のスケジュール －体制 ・2010 年頃に報告書素案で論じられた政策課題の解決を目指すのであれば、少なくとも 2009 年のスケジュールは計画として報告書素案に明記し、その実現性や課題等について、広く意見を求めることが適当と考える。 (情報通信ネットワーク産業協会)	☆
33-34	(1) サービス提供者の提供拠点の国内への誘導	【意見】 ・現状、海外からインターネット上のサービスを提供している者が国内からの提供に切り替えることは、検索やコンテンツの表示速度向上といった利用者利便の向上、国内の ISP 事業者やデータセンター事業者等の収益改善、国内の雇用増等に資するものであることから、今後積極的に推進すべきと考えます。 ・なお、推進していくに当たっては、関連法令の整備等、国内でのサービス提供に係る阻害要因を確実に解消すべきと考えます。 (ソフトバンクグループ)	◇☆
34-35	(2) サービス停止時に提供主体がとるべき対応を含む契約	【意見】 ・一般的な販売活動については、消費者基本法、消費者契約法、民法及び商法等（以下、「消費者法等」という。）において、契約の在り方等が定められています。加えてインターネット上でのサービス提供者については、特定商取引に関する法律及び通信販売における電子商取引ガイドライン（以下、「特商法等」という。）において、販売主体やアフターサービスと保証の有無、商品の内容についての情報等の表示基準が詳細に定められています。	インターネット上においてサービス停止時に提供主体がとるべき対応を含む契約形態の在り方や複数サービスを一体として利用しやすい環境を整えるための方策等の検討に当たっては、環境整備が直ちに規制の有無の議論につながるものではなく、基本的にはサービス提供者間の

	関係の在り方の検討及び明確化 (3) サービス提供主体の明確化	・インターネット上でのサービス提供者については、消費者法等及び特商法等に基づいた対応を行う責務を全うすること以上の追加規制を課すべきではなく、契約関係の在り方やサービス提供内容については、各サービス提供者がサービスの特性に応じて、個々の判断に基づいて決定すべきことを考え方の基軸とすべきと考えます。 ・なお、消費者保護の観点については、消費者基本法第2条第1項において「消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない」との基本理念が定められているとおり、消費者がサービス内容等を確実に理解することができるよう、サービス提供者は引き続き説明内容の充実化に努めるとともに、業界としてどのような取り組みを行うべきかについて議論すべきと考えます。 (ソフトバンクグループ)	自主的な取組みの中で解消されるべきものと考えます。 ☆
35	(2) サービス停止時に提供主体がとるべき対応を含む契約関係の在り方の検討及び明確化	【報告書素案】 そこで、このような事態を想定し、インターネット上のサービス提供が停止されたとしても大きな社会的影響が生じないよう、契約条件の明示方法やインターネットを通じて利用者の情報を預かるサービスにおける情報について利用者自身が容易にコントロールすることが可能な仕組みをあらかじめ設けておくといった、サービス提供者がサービス停止時に備えて取っておくべき対応などを含む契約関係の在り方について検討し、明確化することが必要であると考えられる。 利用者保護の観点で、契約関係の在り方等について検討することは重要であると考えます。その際には、インターネットの健全な発展に資する観点で、利用者の利便性低下や競争低下による新サービス創生の減少を招かないよう配慮する必要があります。従って、利用者保護のための措置については、利便性・効果・コストのバランスを考慮し、幅広い視点で議論を行うことが適当と考えます。またインターネットに国境がないことを踏まえると、海外における基準に比べ厳しい措置が国内におけるサービス提供の障壁になることも考慮する必要があります。 本課題は電気通信サービス利用者懇談会での結果と齟齬のないよう整合をとった対応が必要と考えます。 (KDDI株式会社)	☆
35	(3) サービス	【報告書素案】 そのため、サービスを第三者が利用するためのサービス API (Application	インターネット上において複数サービスを一体として利用しやすい環境を整え

	ス提供 主体の 明確化	Programming Interface) や、端末の機能をサービス側から利用するための端末 API に係る情報の公開や標準化の推進等複数サービスを一体として利用しやすい環境を整えるための方策等について検討する 利用者保護の観点から、サービス提供主体の明確化は重要であると考えますが、複数サービスをより自由な組み合わせでサービスを提供することは、これまでのインターネットの自由競争が生み出した産物であり、今後も市場による競争により進展していくものと考えております。特別な環境整備を行うことは自由な発展を阻害する恐れがあるため、市場の自由な活動に委ねるべきです。 (KDDI 株式会社)	るための方策等の検討に当たっては、環境整備が直ちに規制の有無の議論につながるものではなく、基本的にはサービス提供者間の自主的な取組みの中で解消されるべきものと考えます。 ☆
35-38	(4) トラヒック増 加への 対応	【意見】 ・基本的にトラヒック増加への対策の検討については、従来通り、技術開発、料金体系の多様化ともに、事業者が個々の経営判断に基づき実施することとすべきと考えます。 ・なお、高速大容量化技術の開発、地理的集中の緩和方策及び時間的集中の緩和方策については、報告書素案において挙げられている「官民一体となった実証実験」や「国の支援も含めた検討」を実施することによる一定の効果が期待されるものの、それらの取組みへの参画やその結果の採用に関しては個々の事業者の判断を優先することとし、各事業者の技術開発のインセンティブを失わせることがないようにすることが必要と考えます。 (ソフトバンクグループ)	技術開発については、仮に国の支援を行うべき結論がなされたものであっても、個々の事業者のインセンティブに裏付けられたものであるべきと考えます。 料金体系については、本文においても言及しているとおり、現行制度上の規制はなく、個々の事業者による経営判断に委ねるべきものと考えます。 ☆
38-39	(5) インター ネットの IPv6 化への 対応	【意見】 ・インターネットの IPv6 化への対応については、「インターネット政策懇談会 IPv6 移行と ISP 等の事業展開に関する WG」（以下、「WG」という。）にて議論が行われましたが、報告書素案において言及されている内容は、「課題と解決策」及び「今後の施策展開の在り方」とともに議論の一部に過ぎず、WG の検討結果への言及が不十分なものと考えます。従って、WG にて議論を行った内容については、その全てを報告書に反映すべきと考えます。 ・特に、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東西」という。）殿の次世代ネットワーク（以下、「NTT-NGN」という。）上における IPv6 インターネット接続サービス実現方式については、NTT 東西殿の加入者回線の独占性が	御意見を踏まえ、「3. 課題と解決策（5）インターネットの IPv6 化への対応（現状 15）」に記述を追加させていただきます。

		排除されない限り、公正競争可能な領域が最大限確保される方式を採用すべきであり、案 3※のように NTT 東西殿がインターネット接続機能を提供することになる方式を採用することは、NTT 東西殿の市場支配力をインターネット接続の領域にまで拡大するものであり、ISP 市場における公正競争環境を確保する上で決して認めるべきではないものと考えます。 ・この点については、WG の議論においても、「案 3 については、ブロードバンド市場に対する東・西 NTT の関与を大幅に拡大する可能性があり、公正な競争の確保の観点から、政府は必要に応じ適切な対応を行うことが求められる。」と、懸念と対応の必要性が示されているところであり、今後の更なる議論に向けてこのような課題を明確にすることは重要であるため、本内容についても報告書へ反映すべきと考えます。 ※「インターネット政策懇談会 IPv6 移行と ISP 等の事業展開に関する WG 取りまとめ」 （インターネット政策懇談会第 7 回資料 7-1） p.10-11 参照。 （http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/internet_policy/pdf/081024_2_si7-1.pdf） （ソフトバンクグループ）	
38	（５）インターネットの IPv6 化への対応	【報告書素案】 「今やわが国の社会経済活動の基盤となったインターネットは、世界的な普及の加速によって IPv4 アドレスの国際的在庫が 2011 年初頭にも枯渇すると予想されており」 【意見】 「今やグローバルに社会経済活動の基盤となったインターネットは、世界的な普及の加速と、ユビキタス情報社会の構築、電気自動車が環境対策にとどまらず新たな情報家電として加わること、世界人口が現在の 60 億人から 2050 年 100 億人と増加し特に新興国高所得人口が著増するが、IPv4 では 43 億個のアドレスを限界とすることから、国際的在庫が 2011 年初頭にも枯渇すると予想されており」と、一般に理解容易なよう、補足していただきたいと存じます。 （個人）	御意見を踏まえ、「2. インターネットの現状 2. 2 利用者から見えない潮流（１）アドレス在庫の枯渇」における同様の記述を以下のとおり修正させていただきます。 【修正前】 今や我が国の社会経済活動の基盤となったインターネットは、世界的な普及の加速によって IPv4 アドレスの国際的在庫が 2011 年初頭にも枯渇すると予想されている。 【修正後】 今や我が国の社会経済活動の基盤とな

			ったインターネットにおいては、現在主に IPv4 (Internet Protocol Version 4) と呼ばれる通信方式が用いられており、ネットワークに接続されるコンピュータ等を識別するために約 43 億個の IP アドレスを割り当てることができる。しかし、ブロードバンド化による常時接続環境の進展、ユビキタスネット社会の進展によるネットワーク接続機器の増加、及び新興国をはじめとした世界的なインターネットの普及の加速によって IPv4 アドレスの国際的在庫が 2011 年初頭にも枯渇すると予想されている。
39	(5) インターネットの IPv6 化への対応	【報告書素案】 この IPv6 対応のためには、ISP において新たな設備投資やネットワーク運用技術者の育成が必要であり、設備更新コスト、運用コストが増加する可能性が高い。しかしながら IPv6 化によって利用者の便益は短期的・直接的には増加しないため、IPv6 化のコストを利用者が進んで追加負担することは期待できない。 IPv6 対応のために ISP において新たなコストが増加しつつも、利用者の便益に直結しないため、利用者が進んで追加負担することはできないとの認識には同感ですが、結論がそのままでは IPv6 化のコストは事業者が既存のビジネスの中で吸収することになります。マーケットでの競争に任せきれない部分については、政策的に IPv6 対応化を進めるならコスト負担についても、事業者任せにするのではなく、補助金の導入も含めた一層積極的な施策の検討やアクセス網事業者と ISP 事業者間の調整など、より積極的な役割を果たすべきではないでしょうか。 (社団法人日本インターネットプロバイダー協会)	IPv6 移行については、インターネットの世界的な普及の加速によって生じる IPv4 アドレス在庫の枯渇という問題に対処するための本質的な対応方策として、全ての関係者が協調して推進することが必要なものと考えています。 総務省においても、「インターネットの円滑な IPv6 移行に関する調査研究会報告書」第 5 章に政府のアクションプランとして記述されているとおり、今後も必要な取組を行ってまいります。
39	(5) インターネットの IPv6	【報告書素案】 IPv6 移行の前後において、ISP に求められる役割をそれぞれ再検討することが必要であると考えられる。特に、IPv6 移行に関する利用者のニーズと事業者によるサービス提供が鶏と卵の関係にあると言われる中で、事業者は、利用者に対して IPv6 による	現状において、IPv6 に対する需要と供給のいずれかが拡大することが短期的には見込めない中、供給者であるネットワーク事業者側から IPv6 サービスの提供

	化への対応	付加価値が何かを十分に検討し、説明する必要があると考えられる。 素案にも「IPv6 化によって利用者の便益は短期的・直接的には増加しない」とあります通り、IPv6 による付加価値については過去約 10 年に渡って官民で様々な主体が検討してきましたが、いまだに IPv4 枯渇対策以外の本命とも言えるものが登場していません。そういった中で、ISP が付加価値を検討することは困難だと思われます。 (社団法人日本インターネットプロバイダー協会)	を積極的に開始するにあたって、需要側であるユーザの IPv6 移行を推進するためにも、IPv6 の付加価値についての検討を引き続き行うことは重要であると考えます。なお、当該検討はネットワーク事業者のみが行うべきものではなく、これまでと同様、すべての関係者においても引き続き行うべきものと考えます。
39	(5) インターネットの IPv6 化への対応	【報告書素案】 また、IPv6 への的確な移行を 2011 年初頭までの短期間に行うためには、 ① ISP 等の技術者が IPv6 ネットワークの運用技術を十分に習得できる場や情報共有を行う場の設置 ② 技術者の技術習得レベルを判断する目安となる IPv6 技術に関する資格制度の整備について官民一体となった取組を行う必要がある。 ・「移行」という表現は IPv6 へ一斉に切り替わるように理解されるおそれがあり誤解を与えます。実際には 2011 年初頭までにすべきことは、IPv6 に対応するための準備をすることにあるので以下の表現が適当と考えます。 (修正案) 「また、IPv6 への的確な移行 <u>をはじめる準備</u>を 2011 年初頭までの短期間に行うためには、」 ・「② 技術者の技術習得レベルを判断する目安となる IPv6 技術に関する資格制度の整備」については、当該資格を持たない技術者が IPv6 対応の業務に携われなくなる等、却って IPv6 対応を阻害するような問題が発生することのないよう、十分な配慮が必要です。IPv6 単独の資格ではなく、既存の関連する資格に IPv6 の内容を充実させるといった対応が望ましいと考えます。 (KDDI 株式会社)	御意見のとおり、「IPv6 への的確な移行」は、IPv6 の部分的導入や IPv4 と IPv6 の並行運用等、IPv4 アドレスが枯渇した際に既存の利用者等が悪影響を受けないように対応することを意味しており、必ずしも IPv4 を一斉に IPv6 へ移行させることのみを意味しているものではありません。したがって、御意見を踏まえ、以下のとおり修正させていただきます。 【修正前】 また、IPv6 への的確な移行を 2011 年初頭までの短期間に行うためには、 【修正後】 また、<u>2011 年までに IPv6 によるサービスの提供の開始が可能となる環境を整備するためには、</u>
39	(5) インターネット	【報告書素案】 IPv6 への的確な移行を 2011 年初頭までの短期間に行うためには	御意見のとおり、「IPv6 への的確な移行」は、IPv6 の部分的導入や IPv4 と IPv6 の並行運用等、IPv4 アドレスが枯

	トの IPv6 化への 対応	該当文章における「移行」の定義が極めて曖昧であり、あたかも 2011 年初頭までに既存の IPv4 を全て廃止し、完全に IPv6 に移行するかのような誤解を招く恐れがあります。 ついては、以下のような内容への記載変更をご検討下さい。 例 1) 2011 年初頭までに IPv6 によるサービスの提供を開始するためには 例 2) 2011 年初頭までに IPv6 による接続が可能となる環境を整備するためには また、先に行われました、「IPv6 の円滑な移行に関する調査研究会」の報告書における 4.3.3 項には下記のような記載があります。国際的な IPv6 の標準化がそれほど順調には進んでいないため、現在日本において検討している接続方法が将来的に国際標準に適合するかどうかの判断が困難な状況にあります。 IPv4 アドレス枯渇のペースが、昨今のグローバルな不況により設備投資が控えられ、急速にスローダウンしていくことが想定される現状と、上記国際標準化における鈍化を鑑み、貴省及び全てのステークホルダーが継続的且つ慎重に検討することを前提に、2011 年と記載されている移行（サービス開始）時期の見直しについても併せてご検討下さい。	渴した際に既存の利用者等が悪影響を受けないように対応することを意味しており、必ずしも IPv4 を一斉に IPv6 へ移行させることのみを意味しているものではありません。したがって、御意見を踏まえ、以下のとおり修正させていただきます。 【修正前】 また、IPv6 への的確な移行を 2011 年初頭までの短期間に行うためには、 【修正後】 また、<u>2011 年までに IPv6 によるサービスの提供の開始が可能となる環境を整備するためには、</u> なお、IPv4 アドレス在庫の枯渇時期の予測については、IPv4 アドレスの消費ペースの変化等、状況の大きな変化があった際には改めて行う必要があると考えます。また、移行（サービス開始時期）については、利用者への影響を最小限に抑えるためにも、最も早く枯渇するケースを想定して設定すべきものと考えています。
--	-----------------------------------	---	--

		参考：「IPv6 の円滑な移行に関する調査研究会」報告書 4.3.3 項の記載 (2) 方式利用に伴う通信環境独自化のリスク 方式(1)を除くと、何らかの通信方式を用いてユーザーを弁別することとなる。この場合、国際動向と異なる方式選択がなされた場合、日本国内のユーザーの通信環境が、世界の一般的なユーザーの通信環境と別のものとなり、サービスの享受や機器の選定において、不利な通信環境となる恐れがある。 しかしながら、IPv6 にかかる「コネクティビティ」と「リーチャビリティ」の接続方法及びその実現に必要な機器に関する国際標準化が十分に進んでいないことから、方式選定に当たっては、国際的な標準化動向も念頭に置きつつ、検討を行うことが必要である。 (イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社)	
39	(5) インターネットの IPv6 化への対応	【報告書素案】 IPv6 への的確な移行を 2011 年初頭までの短期間に行うためには 2011 年初頭までに行うのは IPv6 によるインターネット接続を可能にすることや、サービスの IPv6 化対応などの IPv6 提供のための準備であって、IPv4 からの移行を行うわけではありません。IPv4 と IPv6 は当面並存するものと考えます。従いまして、「移行」という単語は誤解を招くので変えていただきたいと存じます。 (社団法人日本インターネットプロバイダー協会)	御意見のとおり、「IPv6 への的確な移行」は、IPv6 の部分的導入や IPv4 と IPv6 の並行運用等、IPv4 アドレスが枯渇した際に既存の利用者等が悪影響を受けないように対応することを意味しており、必ずしも IPv4 を一斉に IPv6 へ移行させることのみを意味しているものではありません。したがって、御意見を踏まえ、以下のとおり修正させていただきます。 【修正前】 また、IPv6 への的確な移行を 2011 年初頭までの短期間に行うためには、 【修正後】 また、<u>2011 年までに IPv6 によるサービスの提供の開始が可能となる環境を整備</u>

			するためには、
39	(5) インターネットのIPv6化への対応	【報告書素案】 また、IPv6 への的確な移行を 2011 年初頭までの短期間に行うためには、 ① ISP 等の技術者が IPv6 ネットワークの運用技術を十分に習得できる場や情報共有を行う場の設置 ② 技術者の技術習得レベルを判断する目安となる IPv6 技術に関する資格制度の整備について官民一体となった取組を行う必要がある。 報告書素案に別添となっている「インターネット政策懇談会 IPv6 移行と ISP 等の事業展開に関する WG 取りまとめ(平成20年10月2日)」に「IPv6 時代の ISP の在り方」の中で、考え方に、技術者育成のほか「IPv6 への移行の必要性についての関係者への周知の徹底等、個々の企業において対応が困難な課題については、国及び関係業界全体での取組が今後必要であると考えられる。」とありますとおり、官民一体となった取組はこれにとどまらず、もっと広範囲に、国がより積極的な役割を果たすべきと考えます。 (社団法人日本インターネットプロバイダー協会)	御意見のとおり、官民一体となった取組については、該当部分の記述にとどまらず、必要に応じて検討していくべきものと考えています。 御意見を踏まえ、「4. 今後の施策展開の在り方(4)インターネットの IPv6 化への対応」に以下のとおり記述を追加させていただきます。 【追記】 その他、インターネットの IPv6 化への対応に係る取組については、行政当局における検討の場を設置して、「IPv6 普及・高度化推進協議会」及び「IPv4 アドレス枯渇対応タスクフォース」等と連携して検討を行うことが適当である。
40	(6) 固定ネットワークやモバイル・ネットワークの競合・連携関係に関する更なる検討	【意見】 ・モバイル・ネットワークにおいては、そのアクセス部分について有限希少性のある電波をユーザ間でシェアして利用することから、キャパシティの増設について制約がある等、固定ネットワークとは大きく異なる特性があります。従って、インターネット全体の政策を検討する場合においても、モバイル・ネットワーク経由のインターネット利用と固定ネットワーク経由のインターネット利用とを別のものとして取り扱うことを大前提とすべきと考えます。 ・他方、固定ネットワーク同士の連携においては、モバイル・ネットワークにあるような制約はないものの、通信レイヤーにおけるボトルネック性に起因した市場支配力を抑止するために、ネットワークのオープン化の義務が法的にも課されている状況にあります。こうした固定ネットワークにおけるボトルネック性の問題は IP 化等が進展する状況下においても何ら変わるものでなく、ボトルネック性を有するアクセス回線はもちろんのこと、それと一体で設置される NTT-NGN 等についても、常に公正競争の確保に配慮しつつ、設備開放等の適正な措置を講じていくことが必要と考えます。 (ソフトバンクグループ)	固定ネットワークとモバイル・ネットワークの間には競合・連携関係が生じ始めていることから、公正競争環境の検討対象を固定ネットワークとモバイル・ネットワークを合わせたネットワーク全体とする考え方もあり得ると考えます。 ☆

40	(6) 固定ネットワークやモバイル・ネットワークの競合・連携関係に関する更なる検討	【報告書素案】 さらに、固定ネットワークとモバイル・ネットワークの間に競合・連携関係が生じ始めていることから、例えば、インターネット全体の政策を検討する場合には当たってはその両者を一体のものと捉える、アクセス網として利用される技術や端末の利用形態など両者の差異に着目した検討を行う場合には両者を別個のものとして検討を行う、などといった従来の固定ネットワーク接続のインターネット利用とモバイル・ネットワーク経由のインターネット接続とを別のものとして検討する従来の手法の在り方について検討することが必要と考えられる。 インターネットの発展や消費者保護の観点では、固定・モバイルのインターネット接続に関して一体的に捉え検討することは、現状の流れに即した適当な対応と考えます。その際、国内競争政策の観点では、それぞれ異なる事業環境やN T Tのボトルネックによる問題等の固定とモバイルの差異を考慮した検討が必要であると考えます。 なお、平成 20 年 11 月 21 日 「通信プラットフォーム研究会」報告書案に対する当社意見書でも、行政の関与は、歴史的経緯を背景とする固定系のアクセス回線といったボトルネック設備の存在や、それを保有する事業者によるグループドミナンス、ブランド力等の問題により、市場原理に委ねても公正な競争条件が確保されないケースに限られるべきと主張しております。 (K D D I 株式会社)	◇☆
----	--	---	----

4 今後の施策展開の在り方

頁	項目	意 見	考え方
—	—	・ 本懇談会は、「新競争促進プログラム 2010」を源として設置されたと理解している。従って、その施策展開のターゲットは 2010 年頃であると認識している。 ・ 一方、報告書素案に記載されている諸施策は、総じて次の点が不明確である。 － 施策検討のスケジュール － 体制 ・ 2010 年頃に報告書素案で論じられた政策課題の解決を目指すのであれば、少なくとも 2009 年のスケジュールは計画として報告書素案に明記し、その実現性や課題等につ	☆

		いて、広く意見を求めることが適当と考える。 (情報通信ネットワーク産業協会)	
41	(1) サービス提供者の提供拠点の国内への誘導方策の検討	【意見】 ・現状、海外からインターネット上のサービスを提供している者が国内からの提供に切り替えることは、検索やコンテンツの表示速度向上といった利用者利便の向上、国内のISP事業者やデータセンター事業者等の収益改善、国内の雇用増等に資するものであることから、今後積極的に推進すべきと考えます。 ・なお、推進していくに当たっては、関連法令の整備等、国内でのサービス提供に係る阻害要因を確実に解消すべきと考えます。 (ソフトバンクグループ)	◇☆
41	(1) サービス提供者の提供拠点の国内への誘導方策の検討	【報告書素案】 (1) サービス提供者の提供拠点の国内への誘導方策の検討 インターネット上で提供されるサービスが国内に設置されたサーバから提供されることは、国内のネットワーク事業者への通信料収入の増加及びデータセンター事業者の収入増加に貢献する。 このため、 ① インターネット上のサービスを国内から提供する際の障害の特定及びその解決策 ② 現在海外からサービス提供をしている者が国内からのサービス提供に切り替えることを促す方策 について、行政当局における検討の場（研究会等）を設置し、検討を行うことが適当である。 【意見】 上記に賛同いたします。報告書素案「(1) インターネット上のサービスを国内から提供する際の障害の特定」について、検索サービス提供に係る著作権法の改正があります。 検索サービスについては、平成19年第1回文化庁文化審議会法制問題小委員会（2007年3月19日）において、「我が国の著作権法上の権利侵害（複製、翻案、公衆送信）を問われる可能性があることから、国内において検索データベースを構築することがためらわれている」旨の指摘がされているように、現行の著作権法による規制が存在	◇☆

		することを理由として、我が国の検索サービス提供事業者が国内にデータベース拠点を設けることを回避する動きにつながっています。このような動きは、データベースに障害が発生した場合の復旧に係るリスクを増大させるなど、日本の情報産業振興、ひいては国際競争力の観点から非常にマイナスであると考えられます。 このような状況の中で、「知的財産推進計画 2007」（知的財産戦略本部、2007 年 5 月）においては、「ネット上での検索サービス等に伴うサーバーへの複製・編集等や検索結果の表示に関する著作権法上の課題を明確にし、所要の法整備の検討を行い、2007 年度中に結論を得る」とされています。また、文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会が 2007 年 10 月に発表した「中間まとめ」の中でも、「著作者の権利との調和と安定的な制度運用に配慮しながら権利制限を講ずることが適当」、「具体的な立法措置の在り方を明らかにすることが必要」とされ、かつ、第 23 回文化審議会著作権分科会（2007 年 10 月 12 日）においても、「わが国でも検索エンジンが適正にしっかり普及していく環境を作ることとはとても重要であり、きちんと論点を検討した上で、早急に結論を出すべき」とされています。 さらに、「知的財産推進計画 2008」（知的財産戦略本部、2008 年 6 月）において「次世代をリードする情報の検索・解析・信憑性検証技術の開発・国際標準化による先進的な事業の出現を促進するとともに、ネット検索サービスが円滑に展開されるよう 2008 年度中に法的措置を講ずる。（総務省、文部科学省、経済産業省）」とされていますが、未だに、著作権法の改正等の具体的な解決には至っておりません。 以上のことから、検索サービス提供に係る著作権法の改正について早急に進めて頂く必要があると考えます。 （エヌ・ティ・ティ レゾナント株式会社）	
41	（１）サービス提供者の提供拠点の国内への誘導方策の検討	【報告書素案】 インターネット上で提供されるサービスが国内に設置されたサーバから提供されることは、国内のネットワーク事業者への通信料収入の増加及びデータセンター事業者の収入増加に貢献する。 このため、 ① インターネット上のサービスを国内から提供する際の障害の特定及びその解決策 ② 現在海外からサービス提供をしている者が国内からのサービス提供に切り替えることを促す方策 について、行政当局における検討の場（研究会等）を設置し、検討を行うことが適当である。	◇☆

		【意見】 上記に賛同いたします。報告書素案「①インターネット上のサービスを国内から提供する場合の障害の特定」について、検索サービス提供に係る著作権法の改正があります。 検索サービスについては、平成 19 年第 1 回文化庁文化審議会法制問題小委員会(2007 年 3 月 19 日)において、「我が国の著作権法上の権利侵害(複製、翻案、公衆送信)を問われる可能性があることから、国内において検索データベースを構築することがためられている」旨の指摘がされているように、現行の著作権法による規制が存在することを理由として、我が国の検索サービス提供事業者が国内にデータベース拠点を設けることを回避する動きにつながっています。このような動きは、データベースに障害が発生した場合の復旧に係るリスクを増大させるなど、日本の情報産業振興、ひいては国際競争力の観点から非常にマイナスであると考えられます。 このような状況の中で、「知的財産推進計画 2007」(知的財産戦略本部、2007 年 5 月)においては、「ネット上での検索サービス等に伴うサーバへの複製・編集等や検索結果の表示に関する著作権法上の課題を明確にし、所要の法整備の検討を行い、2007 年度中に結論を得る」とされています。また、文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会が 2007 年 10 月に発表した「中間まとめ」の中でも、「著作者の権利との調和と安定的な制度運用に配慮しながら権利制限を講ずることが適当」、「具体的な立法措置の在り方を明らかにすることが必要」とされ、かつ、第 23 回文化審議会著作権分科会(2007 年 10 月 12 日)においても、「わが国でも検索エンジンが適正にしっかり普及していく環境を作ることとはとても重要であり、きちんと論点を検討した上で、早急に結論を出すべき」とされています。 さらに、「知的財産推進計画 2008」(知的財産戦略本部、2008 年 6 月)において「次世代をリードする情報の検索・解析・信憑性検証技術の開発・国際標準化による先進的な事業の出現を促進するとともに、ネット検索サービスが円滑に展開されるよう 2008 年度中に法的措置を講ずる。(総務省、文部科学省、経済産業省)」とされていますが、未だに、著作権法の改正等の具体的な解決には至っておりません。 以上のことから、検索サービス提供に係る著作権法の改正について早急に進めて頂く必要があると考えます。 (エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)	
--	--	---	--

41-42	(2) インターネットにかかるサービス提供の在り方の検討	【意見】 ・一般的な販売活動については、消費者基本法、消費者契約法、民法及び商法等（以下、「消費者法等」という。）において、契約の在り方等が定められています。加えてインターネット上でのサービス提供者については、特定商取引に関する法律及び通信販売における電子商取引ガイドライン（以下、「特商法等」という。）において、販売主体やアフターサービスと保証の有無、商品の内容についての情報等の表示基準が詳細に定められています。 ・インターネット上でのサービス提供者については、消費者法等及び特商法等に基づいた対応を行う責務を全うすること以上の追加規制を課すべきではなく、契約関係の在り方やサービス提供内容については、各サービス提供者がサービスの特性に応じて、個々の判断に基づいて決定すべきことを考え方の基軸とすべきと考えます。 ・なお、消費者保護の観点については、消費者基本法第2条第1項において「消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない」との基本理念が定められているとおり、消費者がサービス内容等を確実に理解することができるよう、サービス提供者は引き続き説明内容の充実化に努めるとともに、業界としてどのような取組みを行うべきかについて議論すべきと考えます。 （ソフトバンクグループ）	インターネット上においてサービス停止時に提供主体がとるべき対応を含む契約形態の在り方や複数サービスを一体として利用しやすい環境を整えるための方策等の検討に当たっては、環境整備が直ちに規制の有無の議論につながるものではなく、基本的にはサービス提供者間の自主的な取組みの中で解消されるべきものと考えます。 ☆
42	(2) インターネットにかかるサービス提供の在り方の検討	【報告書素案】 このため、 ① インターネット上で提供されるサービスの提供主体の明示の在り方など、契約方法の明確化 ② インターネット接続サービスやインターネット上で提供されるサービスの停止時に備えて、その提供主体が取るべき対応の明確化 ③ インターネット上で使われている複数サービスをより自由に組み合わせ可能とするための環境整備 の在り方について、行政当局における検討の場（研究会等）を設置し、検討を行うことが適当である。 【意見】 上記に賛同いたします。報告書素案「②インターネット接続サービスやインターネット上で提供されるサービスの停止時に備えて、その提供主体が取るべき対応の明確	◇☆

		化」について、特に他の電気通信事業者から卸役務の提供を受けて利用者へ役務提供をしている場合、卸役務を提供する電気通信事業者（卸役務提供事業者）の市場退出に伴う利用者への事前周知は、卸役務提供事業者ではなく、利用者へ役務提供をする電気通信事業者（再販事業者）が実施するものと認識しております。 この場合、再販事業者が利用者に対し相当の期間をもって事前周知を行うためには、卸役務提供事業者から再販事業者への周知は、再販事業者の周知に係る準備期間等を考慮して実施する必要があることから、再販事業者を考慮した事前周知に関する消費者保護ルールの在り方について、検討が必要と考えます。 （エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）	
42	（２）インターネットにかかるサービス提供の在り方の検討	【報告書素案】 ② インターネット接続サービスやインターネット上で提供されるサービスの停止時に備えて、その提供主体が取るべき対応の明確化 ※第３章（２）に対する意見と同じ 利用者保護の観点で、契約関係の在り方等について検討することは重要であると考えます。その際には、インターネットの健全な発展に資する観点で、利用者の利便性低下や競争低下による新サービス創生の減少を招かないよう配慮する必要があります。従って、利用者保護のための措置については、利便性・効果・コストのバランスを考慮し、幅広い視点で議論を行うことが適当と考えます。またインターネットに国境がないことを踏まえると、海外における基準に比べ厳しい措置が国内におけるサービス提供の障壁になることも考慮する必要があります。 本課題は電気通信サービス利用者懇談会での結果と齟齬のないよう整合をとった対応が必要と考えます。 （ＫＤＤＩ株式会社）	☆
42	（２）インターネットにかかるサービス提供の	【報告書素案】 ③複数サービスをより自由に組み合わせ可能とするための環境整備の在り方 ※第３章（３）に対する意見と同じ	インターネット上において複数サービスを一体として利用しやすい環境を整えるための方策等の検討に当たっては、環境整備が直ちに規制の有無の議論につながるのではなく、基本的にはサービス提供者間の自主的な取組みの中で解消さ

	在り方の検討	利用者保護の観点から、サービス提供主体の明確化は重要であると考えますが、複数サービスをより自由な組み合わせでサービスを提供することは、これまでのインターネットの自由競争が生み出した産物であり、今後も市場による競争により進展していくものと考えております。特別な環境整備を行うことは自由な発展を阻害する恐れがあるため、市場の自由な活動に委ねるべきです。 (KDDI 株式会社)	れるべきものと考えます。 ☆
42	(3) トラヒック増加への対策の検討	【意見】 ・基本的にトラヒック増加への対策の検討については、従来通り、技術開発、料金体系の多様化ともに、事業者が個々の経営判断に基づき実施することとすべきと考えます。 ・なお、高速大容量化技術の開発、地理的集中の緩和方策及び時間的集中の緩和方策については、報告書素案において挙げられている「官民一体となった実証実験」や「国の支援も含めた検討」を実施することによる一定の効果が期待されるものの、それらの取組みへの参画やその結果の採用に関しては個々の事業者の判断を優先することとし、各事業者の技術開発のインセンティブを失わせることがないようにすることが必要と考えます。 (ソフトバンクグループ)	技術開発については、仮に国の支援を行うべき結論がなされたものであっても、個々の事業者のインセンティブに裏付けられたものであるべきと考えます。 料金体系については、本文においても言及しているとおり、現行制度上の規制はなく、個々の事業者による経営判断に委ねるべきものと考えます。 ☆
43	(4) インターネットの IPv6 化への対応	【意見】 ・インターネットの IPv6 化への対応については、「インターネット政策懇談会 IPv6 移行と ISP 等の事業展開に関する WG」（以下、「WG」という。）にて議論が行われましたが、報告書素案において言及されている内容は、「課題と解決策」及び「今後の施策展開の在り方」とともに議論の一部に過ぎず、WG の検討結果への言及が不十分なものと考えます。従って、WG にて議論を行った内容については、その全てを報告書に反映すべきと考えます。 ・特に、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東西」という。）殿の次世代ネットワーク（以下、「NTT-NGN」という。）上における IPv6 インターネット接続サービス実現方式については、NTT 東西殿の加入者回線の独占性が排除されない限り、公正競争可能な領域が最大限確保される方式を採用すべきであり、案 3※のように NTT 東西殿がインターネット接続機能を提供することになる方式を採用することは、NTT 東西殿の市場支配力をインターネット接続の領域にまで拡大するものであり、ISP 市場における公正競争環境を確保する上で決して認めるべきではないものと考えます。	ご意見を踏まえ、「3. 課題と解決策（5）インターネットの IPv6 化への対応（現状 15）」に記述を追加させていただきます。

		・この点については、WG の議論においても、「案 3 については、ブロードバンド市場に対する東・西 NTT の関与を大幅に拡大する可能性があり、公正な競争の確保の観点から、政府は必要に応じ適切な対応を行うことが求められる。」と、懸念と対応の必要性が示されているところであり、今後の更なる議論に向けてこのような課題を明確にすることは重要であるため、本内容についても報告書へ反映すべきと考えます。 ※「インターネット政策懇談会 IPv6 移行と ISP 等の事業展開に関する WG 取りまとめ」 （インターネット政策懇談会第 7 回資料 7-1） p.10-11 参照。 （http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/internet_policy/pdf/081024_2_si7-1.pdf） （ソフトバンクグループ）	
43	（５） 固定ネットワークやモバイル・ネットワークの競合・連携への対応	【意見】 ・モバイル・ネットワークにおいては、そのアクセス部分について有限希少性のある電波をユーザ間でシェアして利用することから、キャパシティの増設について制約がある等、固定ネットワークとは大きく異なる特性があります。従って、インターネット全体の政策を検討する場合においても、モバイル・ネットワーク経由のインターネット利用と固定ネットワーク経由のインターネット利用とを別のものとして取り扱うことを大前提とすべきと考えます。 ・他方、固定ネットワーク同士の連携においては、モバイル・ネットワークにあるような制約はないものの、通信レイヤーにおけるボトルネック性に起因した市場支配力を抑止するために、ネットワークのオープン化の義務が法的にも課されている状況にあります。こうした固定ネットワークにおけるボトルネック性の問題は IP 化等が進展する状況下においても何ら変わるものでなく、ボトルネック性を有するアクセス回線はもちろんのこと、それと一体で設置される NTT-NGN 等についても、常に公正競争の確保に配慮しつつ、設備開放等の適正な措置を講じていくことが必要と考えます。 （ソフトバンクグループ）	固定ネットワークとモバイル・ネットワークの間には競合・連携関係が生じ始めていることから、公正競争環境の検討対象を固定ネットワークとモバイル・ネットワークを合わせたネットワーク全体とする考え方もあり得ると思います。 ☆
43	（５） 固定ネットワークやモバイル・ネ	【総務省案】 固定ネットワークとモバイル・ネットワークの競合・連携が、競争環境に与える影響を把握・検証することが適当である。 【意見】	◇☆

	ットワ ークの 競合・ 連携へ の対応	上記に賛同いたします。現在、移動体市場が寡占的な構造にある中で、一部の移動体事業者が、自己又は自己のグループ中の固定電話との発着通話のみを無料にするなど、移動体市場の市場支配力を固定電話市場で行使している懸念があることから、詳細な分析が必要と考えます。 その際に、「自社内通話や自社グループ間通話の利用料金を無料にする一方で自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことが出来る」（2008 年 3 月期ソフトバンク社中間決算説明会）とのコメントが出されており、通話料無料のコストを接続料に転嫁し、回収しているという問題の懸念が考えられます。 （エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）	
43	(5) 固定ネ ットワ ークや モバイル・ネ ットワ ークの 競合・ 連携へ の対応	【報告書素案】 また、今後のインターネット政策の検討に当たっては、固定ネットワーク経由でのインターネット接続とモバイル・ネットワーク経由でのインターネット接続について、一体のものと捉えることが可能か検討を行うことが適当である。 ※第3章（6）に対する意見と同じ インターネットの発展や消費者保護の観点では、固定・モバイルのインターネット接続に関して一体的に捉え検討することは、現状の流れに即した適当な対応と考えます。その際、国内競争政策の観点では、それぞれ異なる事業環境やN T T のボトルネックによる問題等の固定とモバイルの差異を考慮した検討が必要であると考えます。 なお、平成 20 年 11 月 21 日 「通信プラットフォーム研究会」報告書案に対する当社意見書でも、行政の関与は、歴史的経緯を背景とする固定系のアクセス回線といったボトルネック設備の存在や、それを保有する事業者によるグルーブドミナンス、ブランド力等の問題により、市場原理に委ねても公正な競争条件が確保されないケースに限られるべきと主張しております。 （K D D I 株式会社）	◇☆

その他

意 見	考え方
NTT NGN IPv6 インターネット接続に関して ・別添の「3. IPv6でのアクセス網との接続方式」についての記載が報告書本文に盛り込まれていませんので最終報告書には盛り込むべきと考えます。特に案3については「NTT 独占の懸念から公正競争確保の観点から行政の適切な対応が必要」との結論があり、本懇談会での重要な議論結果と考えております。 ・NGNにおけるIPv6 インターネット接続の問題は、ボトルネック設備を保有するNTT東・西とNTTグループ各社との連携により、ブロードバンド市場におけるNTTグループの市場支配力が大幅に拡大し、公正競争が阻害される等の懸念がある問題であり、公正競争確保の観点及びユーザ利便を考慮した合理的な費用負担の観点から、行政の適切な対応が必要であることを報告書本文に明記すべきと考えます。 (KDDI 株式会社)	ご意見を踏まえ、「3. 課題と解決策（5）インターネットのIPv6化への対応（現状15）」及び「4. 今後の施策展開の在り方（4）インターネットのIPv6化への対応」に記述を追加させていただきます。

以上